

国指針と青森県肝炎総合対策【骨子案】の対比表

肝炎対策基本指針 (R4.3.7改正)	青森県肝炎総合対策(骨子案) (朱書きが改定案)
(前 文)	1 肝炎総合対策策定の趣旨 (1) 総合対策策定の趣旨 (2) 総合対策の位置づけ (3) 総合対策の計画期間 2 青森県における現状 (1) 肝疾患による死亡状況 (2) 肝及び肝内胆管の悪性新生物による死亡状況 (3) 肝及び肝内胆管の悪性新生物による罹患状況 3 これまでの取組 (1) 肝炎ウイルス検査 (2) 職域肝炎ウイルス検査費助成 (3) 初回精密検査・定期検査費助成(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業) (4) 肝炎治療に対する医療費助成(肝炎治療特別促進事業) (5) 相談・支援体制 (6) 医療連携体制 (7) 人材育成 (8) 普及啓発活動 (9) 肝炎対策協議会 4第1 肝炎総合対策
第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	(1) 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
(1) 基本的な考え方	① (1) 基本的な考え方
(2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進	② (2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進
(3) 適切な肝炎医療の推進	③ (3) 適切な肝炎医療の推進
(4) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進	
(5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重	④ (4) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重
(6) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実	⑤ (5) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実
第2 肝炎の予防のための施策に関する事項	(2)第2 肝炎の予防のための施策
(1) 今後の取組の方針について	① (1) 課題
(2) 今後取組が必要な事項について	② (2) 今後の対応
第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	(3)第3 肝炎検査の実施体制の充実
(1) 今後の取組の方針について	① (1) 課題
(2) 今後取組が必要な事項について	② (2) 今後の対応
第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	(4)第4 肝炎医療を提供する体制の確保
(1) 今後の取組の方針について	① (1) 課題

肝炎対策基本指針 (R4.3.7改正)		青森県肝炎総合対策(骨子案) (朱書きが改定案)
(2) 今後取組が必要な事項について	→	②(2) 今後の対応
第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	→	(5) 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成
(1) 今後の取組の方針について	→	①(1) 課題
(2) 今後取組が必要な事項について	→	②(2) 今後の対応
第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項		
(1) 今後の取組の方針について		
(2) 今後取組が必要な事項について		
第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項		
(1) 今後の取組の方針について		
(2) 今後取組が必要な事項について		
第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	→	(6) 第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重
(1) 今後の取組の方針について	→	①(1) 課題
(2) 今後取組が必要な事項について	→	②(2) 今後の対応
第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項	→	(7) 第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項
(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実	→	①(1) 肝炎患者及びその家族等に対する支援の強化及び充実
		ア① 課題
		イ② 今後の対応
(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方	→	②(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方
(3) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進		ア① 課題
		イ② 今後の対応
(4) 国民の責務に基づく取組	→	③(3) 県民の責務に基づく取組
(5) 肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告	→	④(4) 肝炎総合対策の見直し及び報告

※変更点

- ・見出し及び見出し番号を整理し、わかりやすくした。
- ・国の指針を参考に、4肝炎総合対策④見出しに「～及び肝炎患者等の人権の尊重」を付け足した。